

広島県立点字図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

広島県立点字図書館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立点字図書館管理運営規則（昭和三十七年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「広島県立点字図書館」を「広島県立視覚障害者情報センター」に改める。

第一条中「広島県立点字図書館」を「広島県立視覚障害者情報センター」に、「点字図書館」を「視覚障害者情報センター」に改める。

第二条中「広島県立点字図書館設置及び管理条例」を「広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例」に、「点字図書館の」を「視覚障害者情報センターの」に、「点字図書館に」を「視覚障害者情報センターに」に改める。

第三条から第六条までの規定中「点字図書館」を「視覚障害者情報センター」に改める。

別記様式中「広島県立点字図書館」を「広島県立視覚障害者情報センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。